

工事請負契約における中間前払金に関する取扱い

第1 趣旨

この取扱いは、玉城町が発注する建設工事(以下「工事」という。)における、玉城町建設工事執行規則(昭和30年玉城町規則第7号、以下「執行規則」という。)第45条第2項に基づく中間前払金に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事

中間前払金の対象となる工事は、請負代金額が1件500万円以上の工事で、既に前払金の請求を行ったものとする。

第3 対象となる経費の範囲

中間前払金の対象となる経費の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

第4 割合

中間前払金の割合は、請負代金額の10分の2(債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の出来高予定額の10分の2)以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6(債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の出来高予定額の10分の6)を越えてはならないものとする。

第5 要件

次の(1)～(3)の要件をすべて満たす場合に、中間前払金を請求できるものとする。

なお、工期及び請負代金額に変更があった場合の要件の適用については、中間前払金認定請求時点の工期及び請負代金額によるものとする。

- (1) 工期の2分の1(債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1)を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1(債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1)を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1(債務負担行為に係る契約分にあつては、当該年度の出来高予定額の2分の1)以上の額に相当するものであること。

第6 認定方法

- 1 当該工事を担当する発注機関の長は、受注者から中間前払金認定請求書の提出があったときは、第5の要件のすべてを満たしているかどうかを調査するものとする。
なお、要件の認定にあたり、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定対象とする出来高に加算することができるものとする。
- 2 前項の調査は、当該工事の監督員(以下「認定者」という。)が行うこととし、認定者は、要件を工事履行状況報告書により確認できるものとする。
- 3 認定者は、調査の結果、第5の要件のすべてを満たしていると認めるときは、中間前払金認定調書を2部作成し、1部を受注者に交付し、1部を受注者の提出する前金支払請求書に添えて保管するものとする。
- 4 中間前払金の認定は、認定の請求を受けた日から原則として7日以内に行うものとする。ただし、受注者からの提出書類に不備等があった場合、その他特別の事情があるときは、この限りではない。

第7 中間前払金の支払

- 1 中間前払金の認定を受けた受注者が中間前払金の支払いを請求しようとする場合は、保証事業会社と中間前払金に関し、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託するとともに、前金支払請求書を発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、前項の請求を受けた日から14日以内に中間前払金を支払わなければならない。

第8 中間前金払と部分払の選択

中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に受注者が選択するものとする。

なお、契約時に中間前金払を選択した場合であっても、債務負担行為に係る工事における各年度の出来高予定額(最終年度に係るものを除く。)に係る当該年度末の出来高に対する部分払をすることができるものとする。